



目 次	ページ
規 則	
◎高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （3・7揭示）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	2
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	2
○公共測量の実施の通知（2件）（ 〃 ）	2
○公共測量の終了の通知（10件）（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
○道路の供用開始（5件）（ 〃 ）	3
公 告	
○換地処分の届出（高知広域都市計画事業篠原土地区画整理事業）（都市計画課）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（3・11揭示）	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（ 〃 ）	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（ 〃 ）	5
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局教育政策課）	5

規 則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第5条第2項中「行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する」を「行う」に改める。

第8条第2項中「電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて」を「情報を」に改める。

第11条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に、「により行うもの」を「によるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第21号

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

高知県宅地建物取引業法施行細則（昭和40年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第9条」を「第9条第1項及び同条第2項において準用する法第4条第2項」に、「第5条の3第1項及び第2項」を「第5条の2第1項及び第2項」に、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「変更届出書」に改める。

第3条第2項を削る。

第3条の2中「第9条」を「第9条第1項」に、「第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書に、同条第2項」を「第5条の2第1項の変更届出書に、法第9条第2項において準用する法第4条第2項及び施行規則第5条の2第2項」に改め、同条第1号中「第8条第2項第2号」を「第4条第1項第1号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改め、同条第2号中「第8条第2項第6号」を「第4条第1項第5号」に、「規定する者」を「規定する者（同条第2項の規定によりその者とみなされる者を含む。）」に改める。

第4条中「第1条の2第1項第8号」を「第1条の2第1項第9号」に改める。

第5条第1項中「第5条の5」を「第5条の4」に改め、同条第2項中「免許証を」を「施行規則第4条の免許証を」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第123号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を超えているため、同法第33条第2項第2号の規定に基づき、令和7年3月9日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和7年3月7日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第153号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
安光歯科医院 幡多郡黒潮町入野2581-1 令7・1・1  
京町薬局 四万十市中村一条通一丁目39番 〃 〃 4

<p><b>高知県告示第154号</b> 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>区域及び区分 高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区 小型かつお漁業</p> <p><b>高知県告示第155号</b> 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和7年3月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 基本測量（電子基準点測量） 2 作業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 3 作業地域 高知市、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、禰原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町</p> <p><b>高知県告示第156号</b> 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年2月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量、3級水準測量、現地測量） 2 作業期間 令和7年2月28日から同年3月17日まで 3 作業地域 安芸郡奈半利町乙地区内</p> <p><b>高知県告示第157号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年3月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量） 2 作業期間 令和7年2月18日から同年9月30日まで 3 作業地域 高岡郡日高村本郷地内</p> <p><b>高知県告示第158号</b> 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和6年8月高知県告示第510号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月3日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第159号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年9月高知県告示第532号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第160号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年9月高知県告示第533号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第161号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年10月高知県告示第560号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第162号</b> 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年10月高知県告示第626号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第163号</b> 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年10月高知県告示第630号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第164号</b> 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和6年11月高知県告示第691号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第165号</b> 室戸市長から令和6年11月高知県告示第693号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年12月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第166号</b> 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和7年2月高知県告示第72号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月24日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第167号</b> 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和7年2月高知県告示第73号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年3月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第168号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和7年3月21日から2週間高知県土木部道</p>
---	--	---

路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山高川字地主越2004番1から 高知市土佐山高川字地主越2000番2まで	前	28.6 }	400
	後	130.4 }	
		28.6 }	400
		105.5 }	

**高知県告示第169号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山高川字久礼木2019番4から 高知市土佐山高川字久礼木2017番4まで	273	令和7年3月21日

**高知県告示第170号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山高川字地主越2004番1から 高知市土佐山高川字地主越2000番2まで	400	令和7年3月21日

**高知県告示第171号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山高川字地主越1995番2から 高知市土佐山高川字地主越1995番1まで	70	令和7年3月21日

**高知県告示第172号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 旭停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市旭駅前町字南カグソ		

1576番2から 高知市旭駅前町字南カグソ 44番2まで	39	令和7年3月21日
------------------------------------	----	-----------

**高知県告示第173号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町泊浦字弦場山411番1	220	令和7年3月21日

-----  
**公 告**  
-----

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により南国市長から高知広域都市計画事業篠原土地区画整理事業の換地処分の一部を取り消し、新たに該当部分について換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年3月21日

高知県知事 濱田 省司

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

**高知県公安委員会規則第8号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項中「及び届出」を「、届出その他の手続（以下この条において「申請等」という。）」に、「申請若しくは届出」を「申請等」に改め、同項ただし書中「申請又は届出」を

「申請等」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる運転免許に関する申請等 土佐警察署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）
- ア 法第91条の2第1項の規定に基づく免許の条件の付与又は変更の申請
- イ 法第94条第1項（法第95条の5第2項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による免許証の記載事項の変更の届出
- ウ 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（法第84条第2項の仮運転免許（以下この条において「仮免許」という。）に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合を除く。）
- エ 規則第21条の5の規定による運転免許証返納届の提出等
- オ 規則第21条の8の規定による免許情報記録抹消届の提出等
- カ 法第104条の4第1項の規定に基づく免許の取消しの申請
- キ 法第105条の2第1項の規定に基づく運転経歴証明書の交付の申請
- ク 法第105条の2第3項の規定に基づく運転経歴情報の記録の申請
- ケ 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出
- コ 規則第30条の11第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請
- サ 規則第30条の12第2項又は第3項の規定に基づく運転経歴証明書の返納
- シ 規則第30条の15第1項の規定による住所等の変更の届出
- ス 規則第30条の16第2項の規定に基づく運転経歴情報抹消届の提出等
- (2) 次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）
- ア 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付の申請
- イ 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合に限る。）
- ウ 法第95条の2第11項（法第107条の規定によりみなして

適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請

- エ 法第101条第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による免許証等の更新の申請
- オ 法第101条の2第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく更新期間前における免許証等の更新の申請

第13条の3第2項中「申請又は届出」を「申請等」に改め、同項第3号中「による」を「に基づく」に改め、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「第101条の2第1項の規定による」を「第101条の2第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第101条第1項」を「第101条第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合に限る。）
- (5) 法第95条の2第11項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請第15条の2を次のように改める。
- （申請用写真の添付の省略）

**第15条の2** 次に掲げる申請書には、申請用写真（規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真をいう。次項において同じ。）を添付することを要しない。

- (1) 規則第21条第2項の再交付申請書
- (2) 規則第21条の2第1項の特定免許情報記録申請書
- (3) 規則第21条の9第1項の運転免許証交付申請書
- (4) 法第101条第1項の更新申請書
- (5) 法第101条の2第1項の特例更新申請書

2 次の各号に掲げる者は、高知警察署、高知南警察署又は高知東警察署の各署長を経由して行う場合（高知東警察署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除く。）を除き、それぞれ当該各号に掲げる申請書に申請用写真を添付することを要しない。

- (1) 法第104条の4第1項後段の規定に基づく他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者 規則第30条の7第1項の申請書
- (2) 法第105条の2第1項の規定に基づく運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項の規定に基づく運転経歴情報の記録又はその双方の申請をする者 規則第30条の8第1項の運転

経歴証明書交付等申請書

- (3) 規則第30条の11第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請をする者 同項の運転経歴証明書再交付申請書第17条の2第1項中「別記様式第14号の6の」を「警察共通基盤システムによる様式（以下「システム様式」という。）による」に改め、同条第4項中「別記様式第14号の7の」を「別記様式第14号の7又はシステム様式による」に改める。

第17条の3第1項中「別記様式第15号の」を「システム様式による」に改める。

第18条の2第3項中「指定講習機関」を「公安委員会及び指定講習機関」に、「別記様式第15号の5の」を「別記様式第15号の5又はシステム様式による」に改める。

第18条の3の4第3項中「指定講習機関」を「公安委員会及び指定講習機関」に、「別記様式第15号の9の」を「別記様式第15号の9又はシステム様式による」に改める。

第18条の5を次のように改める。

（様式）

**第18条の5** 次に掲げる書類の様式は、システム様式によるものとする。

- (1) 規則第30条の8第1項の運転経歴証明書交付等申請書
- (2) 規則第30条の10第2項及び第30条の15第2項の届出書
- (3) 規則第30条の11第1項の運転経歴証明書再交付申請書
- (4) 規則第30条の12第2項の運転経歴証明書返納届
- (5) 規則第30条の16第2項の運転経歴情報抹消届
- 別記様式第14号の6を次のように改める。

**様式第14号の6** 削除

別記様式第15号を次のように改める。

**様式第15号** 削除

別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

**様式第16号から様式第18号まで** 削除

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則による改正前の高知県道路交通法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第15号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,456人である。

令和7年3月11日（揭示済）  
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司  
**高知県選挙管理委員会告示第16号**  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,126人である。

令和7年3月11日（揭示済）  
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司  
**高知県選挙管理委員会告示第17号**  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月11日（揭示済）  
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,017人
室戸市・東洋町選挙区	4,052人
安芸市・芸西村選挙区	5,599人
南国市選挙区	12,871人
土佐市選挙区	7,245人
須崎市選挙区	5,514人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,068人
土佐清水市選挙区	3,512人
四万十市選挙区	9,028人
香南市選挙区	9,128人
香美市選挙区	7,044人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,796人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,933人
吾川郡選挙区	7,452人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,535人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,226人
黒潮町選挙区	2,903人

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

る。

令和7年3月21日  
 高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
 マイクロソフトE E Sライセンス（M365 EDU A3（AAA-73004）） 3,000ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 N T T ビジネスソリューションズ株式会社 高知ビジネス営業部 高知市帯屋町二丁目5番11号
- 5 落札金額  
 月額 2,226,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
 令和6年12月13日